

事 務 連 絡

平成25年12月19日

各都道府県消費生活協同組合主管課 御中

厚生労働省社会・援護局

地域福祉課消費生活協同組合業務室

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

標記について、別添のとおり、厚生労働省本省所管の消費生活協同組合（連合会）に対して事務連絡を発出したのでお知らせします。

なお、各都道府県所管の組合（連合会）に対する、消費税率の引き上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する周知・協力依頼についてよろしくお取り計らい願います。

事務連絡
平成25年12月19日

各 消費生活協同組合(連合会) 御中

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課消費生活協同組合業務室

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

平成24年8月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成24年法律第68号)等において、消費税率(地方消費税率を含みます。以下同じ。)が平成26年4月1日に8%に、平成27年10月1日に10%にそれぞれ引き上げられることが規定されています。

同法附則第18条等の規定に基づき、経済状況等を総合的に勘案した検討を行った結果、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」(平成25年10月1日閣議決定)において、消費税率を、平成26年4月1日に5%から8%へ引き上げることが確認されました。

これをうけて、今般、「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」(平成25年1月付20131008中第5号、公取取第238号経済産業大臣、公正取引委員会委員長通知(別添1))及び「消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置について」(平成25年11月15日付消表対第522号消費者庁表示対策課長通知(別添2))が発出されたところです。

つきましては貴組合(連合会)及び貴連合会会員において周知徹底を図るとともに、貴組合(連合会)及び貴連合会会員が、別添通知の趣旨及び遵守事項等について十分理解され、消費税の円滑かつ適正な転嫁に取り組まれるよう、ご協力をお願いいたします。

また、以上の参考として、下記の資料をご参照、ご活用ください。

記

1 内閣府消費税価格転嫁等対策HP

<http://www.cao.go.jp/tenkataisaku/index.html>

※「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」(一般用パンフレット)、「小企業・小規模事業者のための消費税の手引き」(事業者用パンフレット)などが掲載されていますので参照ください。

2 消費税転嫁対策特別措置法の事業者等向け説明会及び相談会

<http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/13120301.html>

以上